

日本放射線技術学会・日本放射線看護学会共同企画 「放射線診療（業務）従事者の指定に関する ガイドライン—看護職者—」の 紹介と今後の課題

Introduction and future issues of “Guidelines for Classification of Nurses as Radiation Workers” proposed by the RNSJ

堀田 昇吾

Shogo HORITA

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部看護学科

Faculty of Nursing, Tokyo Health Care University

看護職者を含む医療スタッフを法令上の「放射線診療（業務）従事者」として指定するか否かに関しては、それぞれの医療施設の判断に任されており、各施設の指定に関わる判断の基準は様々です。そこで、日本放射線看護学会は、看護職者の放射線診療（業務）従事者として法的に管理すべき対象者の選定基準を標準化し、放射線診療（業務）従事者として指定した看護職者に対しては確実に線量評価、教育・訓練、健康診断を実施することにより、看護職者が安心して放射線診療業務に従事できるようにすることが必要であると認識し、「放射線診療（業務）従事者の指定に関するガイドライン—看護職者—」を2020年3月に提示しました。

本共同企画は、このガイドラインの紹介と、臨床現場でガイドラインを運用する上での課題についてご意見をいただく場としました。太田勝正氏（日本放射線看護学会副理事長）が座長を務め、学術協定を結んでいる日本放射線技術学会からは、放射線防護委員長である国際医療福祉大学成田病院の五十嵐隆元氏にシンポジストとして、また、東京ベイ・浦安市川医療センターで診療看護師の有阪光恵氏には指定発言者としてご参加いただきました。当日の参加者は34名でした。

まず本学会を代表して堀田から、本ガイドラインでは、所属部署と放射線診療へ携わる頻度から看護職者を3区分に分けることなど、ガイドラインの内容について紹介をしました。

次に、五十嵐氏からは、医療現場における放射線管理者の立場から、本ガイドラインの重要性とともに、看護師への個人線量管理の必要性の普及が必要であること、放射線管理を行っている診療放射線技師にも周知していくことで、臨床現場で活用されるのではないかとのご提案がありました。さらに、ガイドラインの指標に関して、ガイドライン内でA区分の境界として示している $500\mu\text{Sv}/\text{月}$ がガイドラインの意図と反して年間 6mSv ($500\mu\text{Sv}$ を12カ月に換算)を超えなければ個人モニタリングの対象としなくてもよいと受け取られてしまうのではないかとといった具体的な点や、経費の課題など、様々なご意見をいただきました。

次に、有阪氏からは、このガイドラインが看護職者にとって自身の放射線管理を見直すツールになりうるものである一方で、ガイドラインの別表中にはより臨床現場で起こりうる例示を示すなど、看護職者にとって身近な表現を記載する必要性についてご意見をいただきました。

本共同企画を通して、臨床現場で放射線業務に従事される方々から貴重な意見を聞くことができました。今後は今回いただいた意見をもとに、ガイドラインのブラッシュアップを行うとともに、より多くの方々に本ガイドラインを知っていただき活用いただける広報活動をしていきたいと考えております。